

秋田地方最低賃金審議会

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

議 事 錄

令和7年度 第1回

令和7年10月10日(金)開催

1 日 時 令和7年10月10日(金) 13時25分～14時50分

2 場 所 秋田合同庁舎 第2会議室

3 出席者

公益委員 3名中3名出席

伊藤慎一 白木智昭 堀井 潤

労働者委員 3名中3名出席

阿部満昭 曽我章生 牧野正人

使用者委員 3名中3名出席

境田未希 土田敬司 時田祐司

[事務局] 秋田労働局

山本労働局長 山口労働基準部長 佐藤賃金室長

佐藤賃金室長補佐 我妻賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議題

- (1)秋田県自動車・同附属品製造業最低賃の専門部会の部会長及び部会長代理の選出について
- (2)秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する参考人意見書について
- (3)秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の金額審議について
- (4)その他

5 配付資料

資料番号1 秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会委員名簿

資料番号2 令和7年度 答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表

資料番号3 各特定最低賃金専門部会開催予定日一覧表

資料番号4 秋田地方最低賃金審議会 令和7年度審議方針

資料番号5 秋田県特定最低賃金の改正決定について(諮問文の写)

資料番号6 秋田地方最低賃金審議会 運営規程

資料番号7 秋田地方最低賃金審議会 専門部会運営規程

資料番号8 秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金の取扱に関する覚書

資料番号9 特定最低賃金について(決定・改正までのプロセス)

資料番号 10	参考人意見書（労働者側）
資料番号 11	参考人意見書（使用者側）
資料番号 12	改正申出に係る協約等の最低賃金額調（自動車・同附属品製造業）
資料番号 13	令和 7 年度 賃金実態調査結果報告（特定最低賃金）
資料番号 14	特定（産業別）最低賃金対象産業（自動車・同附属品製造業）
資料番号 15	秋田県内経済情勢報告（令和 7 年 7 月 秋田財務事務所）
資料番号 16	秋田県鉱工業生産指数月報（令和 7 年 7 月分 秋田県）
資料番号 17	県内金融経済概況（2025 年 9 月 24 日 日本銀行秋田支店）
資料番号 18	短期経済観測調査（2025 年 9 月調査 日本銀行秋田支店）

## 6 議事内容

### ○杉本賃金調査員

ただ今から、令和 7 年度秋田地方最低賃金審議会「第 1 回秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会」を開催いたします。委員の皆様には、ご多忙の中、専門部会の日程確保にご協力いただき、誠にありがとうございました。

今年度第 1 回目の専門部会でございますので、部会長及び部会長代理が選出されるまで、事務局で議事進行させていただきます。

本専門部会委員の任命につきましては、本年 9 月 25 日付けで行っています。ご就任いただきました委員の皆様は、資料番号 1 の「秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会委員名簿」のとおりでございます。

委員紹介をさせていただきます。公益代表 伊藤委員、臼木委員、堀井委員。労働者代表 阿部委員、曾我委員、牧野委員。使用者代表 境田委員、土田委員、時田委員。委員の皆様におかれましては、結審までよろしくお願いいいたします。また、辞令につきましては、机上の封筒に入れさせていただいておりますので、ご確認ください。

本日は、公益代表委員 3 名、労働者代表委員 3 名、使用者代表委員 3 名、合計 9 名の委員がご出席されました。最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定数以上の出席が得られましたので、本専門部会は成立しましたことをご報告いたします。

次に、事務局であります秋田労働局の職員を紹介させていただきます。

初めに、労働基準部長の山口です。続いて、賃金室職員でございますが、賃金室長の佐藤です。室長補佐の佐藤です。賃金指導官の我妻です。私、賃金調査員の杉本でございます。何かと行き届きな点もあろうかと思いますが、どうぞ、よろしくお願いいいたします。

議事に先立ち、山口労働基準部長より挨拶を申し上げます。

### ○山口労働基準部長

労働基準部長の山口でございます。

本日は、大変お忙しい中、秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会にご出席いただきましてありがとうございます。

委員の皆様には、日頃より労働行政の推進に格別のご理解ご協力を賜っておりますとともに、本年度の専門部会委員をお引き受けいただきましたことに、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて、皆様すでにご存じのとおり、秋田県最低賃金につきましては、令和8年3月31日から現在の時間額951円を80円引上げまして1,031円となります、この地域別最低賃金につきましては県内で働く全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティーネットとして、地域ごとに決定することが行政機関に義務付けられているものでございます。

その一方、本日からご審議いただく特定最低賃金につきましては、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会の調査審議を経て、審議会が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業について設定されているものであります。

そのため、特定最低賃金につきましては、セーフティーネットとしての地域別最低賃金とは異なり、関係労使のイニシアティブにより決定されていくべきものであります。

各専門部会の委員の皆様には、春季生活闘争での大幅賃上げや地域別最低賃金の大幅引き上げが行われた一方で、エネルギーコストや労働力確保のための人工費の増加、原材料費の高騰などの経済・雇用情勢等への影響が懸念される中で審議いただくこととなります。

特定最低賃金の趣旨を踏まえまして、産業の状況や動向等についても十分ご審議いただきながら全会一致の議決に向けましてご審議いただきますようお願いいたします。

委員の皆様には大変なご負担をおかけすることになるかと思いますが、十分なご審議と円滑な専門部会の運営にご理解ご協力を願いいたしまして、簡単ではありますが私からのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

#### ○杉本賃金調査員

それでは議事に入ります。議題の1は「秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の部会長及び部会長代理の選出について」です。部会長及び部会長代理の選出については、最低賃金法第24条第2項並びに第4項の規定の例により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされておりますが、本専門部会におきましては、従来、公益代表委員の間で互選をしていただき、その結果について労使委員双方から承認を頂いてまいりました。今回も従来の進め方でご異議ございませんでしょうか。

#### ○委員多數

異議なし。

○杉本賃金調査員

ご異議なしとの声がございましたので、従来どおり進めさせていただきます。

本専門部会に先立ち行われました、公益代表委員による、部会長及び部会長代理の互選について、公益委員を代表して、臼木委員から報告をお願いいたします。

○臼木委員

臼木でございます。公益委員を代表しまして、ご報告させていただきます。

事前に公益委員で互選しまして、部会長に堀井委員、部会長代理に伊藤委員との結果となりましたことを報告いたします。

○杉本賃金調査員

ただ今、臼木委員から部会長に堀井委員、部会長代理に伊藤委員を互選したとの報告をいただきました。労使委員からご異議等ございますでしょうか。

○委員多數

異議なし。

○杉本賃金調査員

ご異議なしということですので、部会長に堀井委員を、部会長代理に伊藤委員を選出することを承認をいただきました。

それでは、これから議事進行は堀井部会長にお願いいたします。

○堀井部会長

本部会の部会長に指名されました公益委員の堀井です。よろしくお願ひいたします。

昨年に継いで、秋田県最低賃金が大幅に引き上げられ、また、今年度は発効日が来年の3月となりましたことは皆様ご承知のとおりです。その中でも、改正の必要性の有無の審議から真摯に議論をしていただいた結果、本部会においても、改正の必要性有との結論に至り、こうして専門部会での金額審議を行うこととなりました。特定最低賃金につきましては労使のイニシアティブにより決定されるべきとの考え方から、今年度も「全会一致」での結審に向けて鋭意審議を重ねてまいりたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは審議に入ります。本日審議する議題は、議題2「秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する関係参考人意見書について」、議題3「秋田県自動車・同附

属品製造業最低賃金の金額審議について」、議題4「その他」となっております。

審議を開始するに当たり、事務局から何か説明することはありますか。

○佐藤賃金室長

それでは私から配付しております資料について説明いたします。資料番号2の令和7年度答申日別最短効力発生予定日一覧表をご覧願います。この表は、10月中に答申があった場合の法定発効の予定日等を表しています。

発効予定日についてですが、一番左に答申日がございます。例えば、一番上の今日、10月10日答申をいただければ異議申出や官報公示等の手続を経て、一番右12月11日に法定発効になるという早見表でございます。

指定日発効の場合でも、発効までは、答申日以降、異議申し出や官報公示を経て初めて発効となりますので、円滑な審議会運営にご協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

資料番号3をご覧ください。専門部会の開催予定一覧です。今回メールでご連絡させていただきましたとおり、例年第1回専門部会は4つの特賃合同で開催しておりましたが、今年度はどうしても委員の皆様のご都合があわず、部会のどれかが定数を確保できず成立しない状況となることから、今年度は4つの特賃それぞれで第1回専門部会を開催することといたしました。

ちなみに昨年度は、自動車製造業の専門部会については、金額審議の第1回目である第2回専門部会で結審しています。

次に資料番号4をご覧ください。令和7年度の審議方針です。7月14日に開催されました第1回本審でご承認いただいております。この審議方針の1の「審議の効率化」についてですが、1の(1)のエに『各専門部会において、各側の出席委員全員の意思が一致した場合は、最低賃金審議会令「第6条第5項」を適用すること。』とありますのは、審議の効率化を図るために設けられた項目でございます。具体的には、各専門部会において全会一致での結審となった場合には最低賃金審議会令「第6条第5項」を適用して本審の決議とすることができます。が、仮に専門部会で全会一致とならず採決を行うようなことになりますと、後日、改めて本審を開催して採決する必要がございます。こちらも、円滑な審議運営のため、全会一致での結審となるようご協力をお願いいたします。

つぎに資料番号5でございますが、これは特定最低賃金の改正決定の諮問文の写でございます。この写にありますとおり令和7年9月10日に秋田労働局長から審議会会长に諮問がなされております。

続きまして資料番号6は、秋田地方最低賃金審議会運営規程でございます。また、資料番号7は、秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程でございます。詳しくは後ほどお読み

みいただければと思いますが、特に、委員の皆様にご承知おき願いたいのは、資料番号7の専門部会運営規程の第7条「会議の公開」と第8条「議事録及び議事要旨」でございます。第7条第1項には会議は、原則として公開すると書かれておりますが、近年、最低賃金に関する社会的関心が高まっており、審議会の透明性が求められているところです。

ただし、金額審議等で「公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。」と判断された場合には、部会長が会議を非公開とすることができますということとなっております。

金額審議におきましては、例年、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとして非公開としておりますが、その都度、部会長から非公開の理由を明示していただき、委員の皆様のご承認をいただいた上で、非公開としておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、第8条第1項には、会議の議事については議事録を作成することになっています。この議事録等につきましては、情報公開の対象となっておりますので、ご承知おき願います。

次に、資料番号8「秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金の取扱に関する覚書」でございます。項目3では、特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより設定されており、最後の方に、可能な限り全会一致に向けて努力するものとする。としているところでございます。先ほど特定最低賃金と地賃の違いについてお話をありがとうございましたが、イニシアティブよって設定されるものですので、何卒全会一致に向けてよろしくお願ひいたします。

次に資料番号9です。特定最低賃金決定・改正の流れ、現在までの経過等について説明させていただきます。特定最低賃金につきましては、本年3月、既設の4業種の特定最低賃金の改正について、非鉄は日本基幹産業労働組合連合会秋田県本部から、電子はJAM秋田から、自動車製造と自動車小売は自動車総連秋田地方協議会から意向表明がなされております。その後申出期限の7月末までに労働組合から適用労働者のおおむね3分の1以上の労働協約の締結がなされた旨を示す労働協約ケースの改正申出がなされました。これが資料番号9の上段の「関係労使からの申出」になります。

次に8月19日、本審において4業種の特定最低賃金について、改正の必要性の有無について労働局長が秋田地方最低賃金審議会に対して諮詢し、次の囲みの中になりますが、8月20日、9月4日の特別小委員会において関係労使参考人意見聴取を実施し、改正の必要性の有無を審議したところ、全会一致で改正の必要性ありと議決し、9月10日の本審において審議会から労働局長あて改正の必要性ありの答申がなされました。

これを受け、大きな矢印の先になりますが、同日、労働局長が秋田地方最低賃金審議会に対し既設4業種の特定最低賃金について改正決定の調査審議を求める諮詢を行い、審

議会は労使団体から推薦を受けた委員により、専門部会を設置したということになります。よって、これから行われる特定最低賃金専門部会では、特定最低賃金額の改正について審議を行っていただくことになります。

次のページからは、全国の特定最低賃金の設定件数・適用使用者数・適用労働者数等になります。さらに次のページは業種ごとの件数、適用使用者数及び適用労働者数になります。最後が全国の加重平均額になります。

資料番号 10、11 は、議題の 2 で審議していただく関係参考人意見書になります。後ほどご説明させていただきます。

最後に発効日の設定につきましてご説明いたします。先ほど資料 2 で最短発効日について説明いたしましたが、秋田県では例年、4 つの特定最低賃金の改定発効日を 12 月 25 日に統一しておりました。経緯といたしましては、県内で適用される労働者あるいは事業主が発効日を覚えやすいということと、周知広報について 4 特賃一緒に行えるということ、事務手続が簡便になるということでございます。

今年度につきましては、改定県最賃の発効が令和 8 年 3 月 31 日となったことから、改定秋田県最賃発効前に改定特定最賃を発効させるか、その場合は何月何日にするのか、それとも改定の秋田県最賃と同一日に発効させるか、について、各特定最賃専門部会の判断に委ねることとしたところですので、ご理解を頂きたいと思います。

続きまして、冊子とは別に、机上配付しておりますリーフレットについて簡単に説明いたします。1 つ目は、令和 8 年 3 月 31 日から発効いたします秋田県最低賃金の本省作成リーフレットでございます。2 つ目は、令和 7 年 9 月 5 日から拡充された「業務改善助成金」のリーフレットと賃金引上げの支援策をまとめた「賃金引上げ支援助成金パッケージ」リーフレットになります。

予定では来週、最低賃金と助成金のリーフレットを県内の地方公共団体、使用者団体、労働団体、報道機関等などに郵送し、広報誌や HP への掲載等につきまして依頼する予定としております。また、使用者団体、労働団体にはポスターも配付し掲示を依頼する予定です。多くの中小企業・小規模事業者が各種助成金を使用し早期の賃上げをしてもらうため、各種助成金の周知について、労働局として全力を挙げて取り組むこととしておりますので、委員の皆様にも、機会を捉えまして周知・広報にご協力くださいますようよろしくお願ひいたします。わたくしからは以上です。続いて我妻指導官から説明がございます。

## ○我妻賃金指導官

資料の説明に入ります前に一つお詫びさせていただきたいと思います。資料番号 12 「改正申出に係る協約等の最低賃金額調」と資料番号 13 「賃金実態調査結果報告」の二つについて例年、昨年度までは第 1 回の合同専門部会で説明をさせていただいて、それを踏まえ

て改正決定に当たっての基本的な考え方や金額提示を2回目の専門部会においてしていましたが、本来であれば今回1回目になりましたので、事前にメール等でお流して基本的な考え方や金額提示について検討していただくべきところ、当日の説明となりましたことをはじめにお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、説明の方に入ります。資料番号12は「改正申出に係る協約等の最低賃金額調」です。自動車・同附属品製造業の協約の最低時間額は「1,076円」ですので、令和7年度の引上げ上限額は1,076円となります。

次に、資料番号13「賃金実態調査結果報告」について説明いたします。表紙を開いていただきまして、1ページ「賃金実態調査の概要」をご覧ください。調査対象産業は、秋田県の4つの特定最低賃金に該当する産業となっております。調査対象事業所の規模については、製造業につきましては、常用労働者数が1人から99人以下、また、小売業は常用労働者数が1人から29人以下の民営事業所となっております。

調査の対象月は、本年の6月となっており、実施した期間は、本年の6月1日から7月25日までの期間で、いずれの集計につきましても、当労働局において実施しております。

集計事業所数及び労働者数ですが、令和3年経済センサス-活動調査から集計した対象事業所数と労働者数を母集団として実施したものです。ページの下に表がございますが、集計した事業所数は、4業種合わせて、213事業所、労働者数は3,053人、自動車・同附属品製造業については17事業所、労働者数309人となっております。

この後の報告で申し上げる数字は、あくまでも調査件数から母集団数を基に復元した数字であり、実数ではありませんのでご留意願います。特定最低賃金の適用除外労働者は、表の下にあります①から④となっており、上の表の労働者数には含まれていますが、この後、説明します「最低賃金基礎調査結果表」では除外しております。

次の2ページには、調査対象産業集計単位を表しています。自動車・同附属品製造業については、日本標準産業分類の「E311」となります。

次のページは、「令和7年度最低賃金基礎調査結果表」となっており、11ページから14ページまでが、「自動車・同附属品製造業」の調査結果となります。上段の合計欄に636人とありますが、これは、調査結果の労働者数を復元した人数の合計となります。一番左の欄は、時間額の分布を見るため賃金階級に分けて表示しております。その右となりの欄は、その賃金階級までに当たる人数を復元して表示しております。賃金階級が上がっていくと、そこまでの累計の人数が表示され、最終的には、一番上の合計636人になるということになります。

次に20ページをご覧ください。こちらは「秋田県賃金実態調査(賃金分布の概要)」となります。個々の数字の説明は省略させていただきますが、これは、産業別に、月平均賃金額や、時間当たり平均賃金額、月一人あたり労働時間数等を平成25年度から一覧としたも

のになります。上方の欄に、第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数とありますが、こちらの用語の説明は、25ページから「統計用語の解説」として載せておりますので、後ほど、ご確認下さいますようお願いします。

次に21ページ「秋田県特定最低賃金改定の未満率の推移、影響率の状況」をご覧願います。上段は、平成30年度以降の産業別の未満率を一覧にしたものでございます。未満率とは、現在の特定最賃額に満たない労働者の割合を表しております。今年度の調査結果では、自動車・同附属品製造業については2.9%となっております。

下段の影響率というのは、現行の最低賃金を引上げて改定した場合、改定後の特定最賃に満たない労働者の割合を表したもので、1円引上げた場合から県最賃の今年の引上げ額である80円引上げた場合までの影響率をそれぞれ記載しております。自動車・同附属品製造業については、先ほど申し上げましたが、協約の最低額が1,076円ですので、引上げ上限の影響率はプラス56円の欄の19.9%となります。実態調査結果の説明については以上となります。

次に、資料番号14ですが、こちらは、秋田県特定最低賃金自動車・同附属品製造業の対象産業について示したものとなります。後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、資料番号15、秋田財務事務所発表の令和7年7月の「秋田県内経済情勢報告」となります。表紙をめくっていただいて、2ページの「生産活動」の項目をご覧ください。

「輸送機械はエンジン部品に増産の動きがみられ、順調となっている。生産活動は緩やかに持ち直しつつある。」としております。

次に、資料番号16、「秋田県鉱工業生産指数月報」令和7年7月分です。下にページ番号がありますが、5ページをご覧ください。輸送機械工業の季節調整済指数について、令和7年Ⅱ期は45.1で前期比6.4%の減、令和7年7月が34.7で前月比18.5%の減となっております。

次に、資料番号17、9月24日、日本銀行秋田支店発表の「県内金融経済概況」です。基調判断の「生産」については、「弱めの動きとなっている。」としており、前回判断に比較して変化なしとなっています。

次に、資料番号18、10月1日、日本銀行秋田支店発表の「短期経済観測調査」です。2025年9月調査結果では、業況判断について、製造業は「最近」はマイナス14、前回6月調査からの変化幅はマイナス16、「先行き」はマイナス6、今回調査の「最近」からの変化幅はプラス8となっております。私からの説明は以上となります。

## ○堀井部会長

ただ今、本日の資料についてご説明がありましたが、何か質問等ございますか。

特にないようですので、それでは、議題2の「秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金

の改正決定に関する関係参考人意見書について」を審議いたします。

事前に労使各側の関係参考人から「参考人意見書」をいただいておりますので、事務局で読み上げてください。

### ○佐藤賃金室長

それでは、提出いただきました参考人意見書につきまして、ご報告させていただきます。

最初に資料番号 10 の労働者側からの意見書でございます。提出いただきましたのは、「Astemo 労働組合秋田支部 執行委員長 阿部 様」からの意見書でございます。

1 の(1)の労働組合の組織状況についてですが、全労働者数は ■名、労働組合員数は ■名、非組合員数は ■名、内管理職数は ■名、組織率は 92.1% としております。

労働組合組織率の動向については、ハ「減少傾向にある。」として、③その理由としましては、「若年層の退職者が増加傾向にあること。シニア社員の継続雇用任期満了による退職及び任期途中での自己都合による退職者が増加していること。」としています。④未組織労働者の内訳は、一般社員 ■名、パート ■名、その他(有期契約社員) ■名となっております。

次に 2 の賃金の実態についてです。まず、(1)あなたが勤務する企業における賃金の動向についてですが、①労働組合組織労働者の賃金の動向につきましては、「上部団体の方針に沿ってここ数年、高水準で賃金改定が進んでいる。今後も継続すると思われる。」とあり、②未組織労働者の賃金の動向につきましては「2024 年から 2025 年にかけて都市部の賃上げ率は、おおむね横ばいで推移し、地方部では人手不足を背景に防衛的賃上げにより上昇傾向にある。」としています。

次に、(2)産業全体の労働者の賃金の動向について把握している場合、わかる範囲で記入していただくことについてですが、「大企業の労働組合でも、高い要求を行い満額回答が示された組合とそうでない組合が出ており、高水準が続いている状況下においては最低限の水準を獲得するより大台を絶対額として提示し、更なる上積みを確実に獲得していく手法に切り替える組合も出てきている。」としています。

(3)あなたが勤務する企業における本年の賃金引上げ状況についてですが、賃金引上げの有無につきましては、本年は、賃金引上げが、「行われた。」しております、賃金の引上げ状況につきましては、賃金引き上げの時期が 6 月、平均賃上げ率が ■%、平均賃上げ額は ■円、勤続年数 19.1 年、年齢は 46.2 歳、賃金引上げの種類は「ベースアップ」で、その内容として、正規社員が本給レンジ(最高本給・初任本給)の改定を行う。シニア社員は高年齢雇用継続給付金の支給率改定を背景にした斡旋職務本給テーブル水準の改定を行うとしています。賃金引上げを要求するにあたり、重視する要素としましては、「産業別労働組合等の賃上げ状況」と「企業の業績(支払い能力)」としています。

次に(4)産業全体の賃金の引上げ状況について把握している場合についてですが、「自動

車メーカー大手では、昨年の様に組合要求を上回る企業はほとんどなく、要求通りの満額回答をしたメーカーが多かった。また、要求に満たないメーカーも一部見で受けられた。部品業界でも、大手自動車メーカーに引っ張られる形で、大手部品メーカーの労組も高い要求を行い、それに対し満額回答を出したメーカーと要求には届かなかったメーカーが見受けられた。」としています。

(5)あなたが勤務する企業における労働者で賃金が低い層の状況についてですが、高卒初任給で最も低い者は、月額 [REDACTED] 円、日額 [REDACTED] 円。パートで最も低い者は時間額 [REDACTED] 円としています。

次に、(6)あなたが勤務する企業における高年齢労働者(60歳以上)の賃金の状況及び定年についてです。賃金が最も低い者につきましては、月額 [REDACTED] 円、日額 [REDACTED] 円、時間額 [REDACTED] 円、年齢は61歳、雇用形態は一般、職種は投資管理及び工場内レイアウト管理、定年は60歳としています。

次の(7)貴方が勤務する企業における雇用形態ごとの賃金形態についてですが、一般社員、臨時労働者、シニア社員が「月給」、パートは「時間給」となっています。

次に、(8)最低賃金の改正が、あなたが勤務する企業の賃金やベースアップの決定等に及ぼす影響についてですが、秋田県最低賃金、特定最賃とも影響は「ない」としています。

続きまして、3の最近の労働者の生活実態についてです。(1)「あなた又は企業の労働者全体」の生活状態が1年前に比較して変わりましたか。との設問に対しましては、「企業の労働者の生活が少し苦しくなった。」としており、その理由としましては、「昇給額に対する、物価高及び原材料の高騰を背景にした光熱費の上昇が継続されている状況下にあり、生活費の出費が多く厳しい状況にある。」としています。

次に(2)現在の賃金と家計の関係についてですが、「世帯収入は安定しているものの、継続的な物価上昇と原材料の高騰を背景にした光熱費の上昇が生活費を圧迫している。従来貯蓄に回していた分が、家計費の補填に回っており、世帯収支は不安定な状態といえる。」としています。

続きまして、4あなたが勤務する企業における雇用の状況についてですが、現在、労働者は、「余っている。」状況にあるとしており、その対策としては「新規製品の受注に向け、新製品の開発、納入先拡販を進めている。部品供給先である自動車メーカー別の生産動向に合わせ、繁忙工場(事業所)への工場間応援や配置転換を進めている。」としています。

最後に5の秋田県特定最低賃金改正についてです。(1)令和8年度の特賃の改正の必要性の有無についての考えは、改正の必要性有りで、その理由としましては「人財が隣県や他県に流出しないように、都市部に匹敵する見劣りしない賃金にする必要があると考えます。」としており、(2)どのような点を重視して改正すべきであると考えるかについては

「産業別を重視して改正するのが適當だと考える。」としています。

(3)産業間、企業間、職種間で賃金の違いがあることについては「生産性の違いや企業規模または産業特性によっても違いが生じるので、致し方ないと捉えている。」としています。以上が労働者側の参考人意見書の内容でございます。

それでは、次に資料番号11の使用者側の意見書につきまして、ご報告をさせていただきます。提出いただきましたのは、「株式会社スズキ部品秋田 管理部 部長 土田 様」からの意見書でございます。

1の最近の景気状況と今後の動向についてですが、(1)貴社における過去1年間程度の経営概況については、その他「計画より受注が減少している。」としており、その問題点については、「地震などの天災による生産の影響は少なかったが、自動車部品メーカーの火災や中国のレアアース問題などで部品調達に影響があり、受注の落ち込みが見える。」としています。

(3)今後の見込みについては、その他「若干上向き傾向になると思われる。」としており、その理由は、「自動車部品メーカーの事故や中国のレアアース問題が解決に向かっているため、生産は上向き傾向になると思われるが、国内需要が伸び悩んでいるため余り増加は見込まれず、横ばい傾向になると思われる。」としています。

次に2の賃金実態等についてです。(1)貴社における本年の賃金改定状況についてですが、賃金改定を「行った」としており、賃金引上げの実施時期は4月から、平均賃上げ率は [REDACTED] %で平均賃上げ額は [REDACTED] 円、平均勤続年数は18.5年、平均年齢は41.9歳、賃上げの種類は「定期昇給」としています。賃金改定を行う場合、どのような要素を重視していますかとの設問につきましては、「物価の上昇」と「人事制度の見直し」としています。

次の(2)貴社において以下の賃金を決定する場合、どのような要素を重視していますかについては、①初任給は、「労働力の確保・定着」と「最低賃金」、③高年齢者の賃金につきましては、「現職時の賃金」と「本人の職務遂行能力」としています。

(3)貴社における労働者で賃金が低い層の状況については、高卒初任給で最も低い者は、月額 [REDACTED] 円としています。

次の(4)貴社における高年齢労働者の賃金及び定年制の状況についてであります。賃金が最も低い者については月額 [REDACTED] 円、平均年齢62歳、雇用形態は嘱託、職種は60歳時の業務を継続、定年は60歳としています。

次に、(5)貴社における雇用形態ごとの賃金形態についてですが、一般社員と嘱託は「月給」、臨時労働者は「時間給」となっております。

(6)最低賃金の改正が、貴社における賃金やベースアップの決定等に及ぼしている影響についてであります、「最低賃金の影響はない。」としています。

次に、3の貴社における雇用の状況についてですが、現在、労働者は「余っている。」状

況にあるとしており、それに対してどのような対策を講じているかについては、「期間社員、派遣社員を対象に人員調整、休日出勤・時間外の抑制をしている。」としています。

次の4秋田県特定最低賃金改正についてです。（1）令和8年度の特賃の改正の必要の有無についての考えは、改正の必要性有りとしており、その理由としては「他の業種との優位性を維持する。」としています。

（2）どのような点を重視して改正すべきであると考えるかについては、「最低賃金に対し、どの程度の賃金差を設定するか。」としています。以上が、使用者側の参考人意見書の内容でございます。私からは以上です。

#### ○堀井部会長

ありがとうございました。ただ今、関係参考人意見書についてご説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

特にないようですので、これをもちまして参考人意見書の審議を終了します。関係参考人の意見につきましては、今後の審議において参考とさせていただきたいと思います。

続きまして、議題3「秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の金額審議について」です。労使各側で改正決定に当って、発効日を含む「基本的な考え方」と「金額提示」についてご準備いただいているようですので、お聞かせ願います。

ただ今、労使各側の提出資料を配付いただきました。はじめに、労働者代表委員の方から発効日を含む基本的な考え方と金額提示についてご説明をお願いします。

#### ○阿部委員

令和7年度 自動車・同附属品製造業専門部会最低賃金に関する基本的な考え方。

2025年春季生活闘争では秋田県においても大きく賃上げがなされております。しかしながら物価上昇の高止まりにより、実質賃金は物価上昇に追いついていない状況にあります。物価上昇による労働の価値低下を防ぐとともに金属産業の労働の価値に見合った特定最賃を引き上げる必要があります。全国的に見ても賃上げに向けた流れが進み始めており、今こそ転換の動きを加速させなければなりません。そのためには、高付加価値生産性を提供する自動車産業が特定最賃においても、積極的に取り組み、経済の好循環につなげていく必要があります。又、物価上昇局面においては、最低賃金近傍で働く労働者は、これまで以上により高い賃金を提供する産業を求めて流動していくことが容易に想像できる。その点においても特定最低賃金の優位性を確実に担保し、産業の魅力を高めていくことで、労働者の確保・定着につながなくてはならない。

自動車産業は広範な関連産業を持ち、日本経済や雇用確保に大きく貢献する基幹産業であることは秋田県内でも同様であると言えます。

特に秋田県内における人口減少は著しく、少子高齢化が加速している中で、自動車産業を支えているのは、まさにそこで働く「人」であり自動車産業を中長期的に維持・向上させ続けるためには、生み出している「付加価値生産性」、すなわち「労働の質の高さ」に相応しい労働条件を実現し、産業で働く「人」の意欲・活力を高めていくことが必要不可欠であります。

とりわけ足下では、中小企業を中心に人手不足が顕著な状況であり、人材の獲得競争は、産業を超えてその厳しさを年々増していることからも、若い活力のある優秀な人財の流出を防ぐことにもつながる特定最賃を着実に向上させていくことは、労使の責任でもあり目指す姿であると考えます。

私たちは、その責任と役割を果たす意味において、以下に特定最低賃金引上げの金額を提示致しますので、審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

自動車・同附属品製造業特定最低賃金について金額提示時間額 1,060 円、引上げ額、40 円、効力発生日 2026 年 3 月 31 日でお願いいたします。以上です。

#### ○堀井部会長

ありがとうございました。続いて、使用者代表委員の方から発効日を含む「基本的な考え方」と「金額提示」についてご説明をお願いします。

#### ○土田委員

令和 7 年度 自動車・同附属品製造業専門部会最低賃金に対する基本的な考え方。

##### 1 自動車業界の現状と動向。

今年度、2025 年 1 月に米国で発足した第 2 次トランプ政権はクルマの電動化政策の急速な転換(EV 普及政策の廃止)と、関税率の大幅な引き上げで世界の自動車業界に大変革を迫っています。

また世界最大の自動車大国である中国は、電動化のみならず、自動運転に代表されるクルマの知能化でも世界の先端を走り始めており、AI などの分野は米中のつばぜり合いはもちろん、世界的に大競争が繰り広げられております。

我々、自動車サプライチェーン業界は上記の他に「100 年に一度の変革期」が大きな影響を与えています。2018 年には Tier 1 業種の企業数位は「自動車部分品・附属品製造業」でしたが、現在は「受託開発ソフトウェア業」が最多となり、第二位は「その他の事業サービス業」で、「自動車部分品・附属品製造業」は第三位となっております。EV 化や SDV 化の流れの中で、ハードウェアに相対してソフトウェアの重要性が年々高まっており、ソフトウェアの開発力がプロダクトコストや商品力の差別化を左右する新たな時代となっていました。

また自動車業界は台頭する海外メーカーとの競争に打ち勝つため、常に厳しい価格競争にさらされております。その影響は自動車サプライチェーン製造業にも波及しており、2024年度は本業の儲けを表す売上高営業利益率の平均が1.4%と製造業全体の平均1.8%より0.4ポイント低いという結果が出ております。2015年から3年毎の推移を見ると、2018年は3.7%でしたが、2021年に入ると新型コロナによる世界的混乱や半導体不足の影響で大きく低下し、2024年の時点で回復には至っておりません。

自動車サプライチェーン業界のTier1業種で見ても、第一位の「受託開発ソフトウェア業」は4%超え、第四位の「電気機械器具卸売業」でも3%弱となっており、EV関係の業種は利益を確保できております。ハードウェア系の業種は受け身の価格設定のため、コスト上昇分の価格転嫁を進める動きが加速している状況です。

その他、物価上昇や人件費の高騰など自動車サプライチェーン業界を取り巻く環境は以前にも増して厳しい状況となっており、その中で優秀な人材を確保し、会社を変革することはこの状況を打破する重要な要素です。しかし現在の売り手市場の中で人材を確保することは難しく、直近の課題ともなっております。

## 2 金額審議について。

自動車業界が激変の波にさらされる中で、今回の審議にあたり下記の引き上げ額を提示させていただきますので、審議の程よろしくお願ひいたします。

引上げ額40円、令和6年12月25発効 自動車・同附属品製造業最低賃金額1,020円

## 3 発効日について。

今年度、秋田県最低賃金発効日が令和8年3月31日との事から、特定最低賃金の発効についても秋田県最低賃金発効日と同一日にすべきと考えます。以上です。

### ○堀井部会長

ありがとうございました。ただ今、労使双方から発効日を含む「基本的考え方」と「金額提示」についてご説明をいただきました。確認しますと、労働者・使用者側とも発効日を2026年3月31日から時間額を40円引上げて1,060円とすることによろしいでしょうか。

### ○委員多数

異議なし。

### ○堀井部会長

引上げ金額、発効日が一致しておりますが、各側委員から補足意見やご質問等ござりますか。

○伊藤委員

私の認識が間違っていたら教えてください。資料番号 12 の協約の最低時間額を見た時に、現状の最低賃金時間額がスズキ部品さんの 1,076 円だと思いますが、この金額を上回る必要はないのですか。

○佐藤賃金室長

この金額を上回ってはいけないということです。

○臼木委員

私の方から事務局へお伺いします。県の最低賃金が 3 月 31 日に発効というのは確定していますが、特定最低賃金も指定日発効とすることに制度上は問題ないのですか。

○佐藤賃金室長

はい。今までも 12 月 25 日と指定日発効してきました。

○臼木委員

追加の手続きが必要ということではないですね。

○佐藤賃金室長

はい。

○堀井部会長

ほかにございませんか。

特になければ、令和 8 年 3 月 31 日から時間額を 40 円引上げて 1,060 円と決定することに全会一致で結審したことによろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○堀井部会長

それでは全会一致で結審しましたので、令和 7 年度審議方針 1 の(1)のエに定める「各専門部会に於いて各側の出席委員全員の意思が一致した場合は、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用する。」により本専門部会の決議をもって審議会の決議とします。

事務局の事務手続きのため、しばらく休憩します。事務局は答申の準備をしてください。

## 【 中 断 】

○堀井部会長

事務局の準備が整ったようですので、再開します。

それでは、事務局で答申文案を配付して読み上げて下さい。

○佐藤賃金室長

答申文案を読み上げます。

---

(案)

令和7年10月10日

秋田労働局長

山本 博之 殿

秋田地方最低賃金審議会

会長 白木 智昭

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和7年9月10日付け秋労発基0910第1号をもって貴職から諮問のあつた標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,060円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日  
令和8年3月31日

---

以上です。

○堀井部会長

ただいまの答申案で、ご異議ございませんか。

○委員多数

異議なし。

○堀井部会長

それでは答申します。

【 局長に答申文を手渡す 】

○堀井部会長

ここで、局長よりご発言があるそうです。

○山本労働局長

山本でございます。日頃より最低賃金審議会の運営にご尽力いただきまして、御礼申し上げます。

ただ今、秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定にあたりまして答申をいたしました。皆様方には大変お忙しい中、精力的にご審議を進めていただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

本日いただきました答申に基づきまして、秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金改正決定手続きを進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日は誠にありがとうございました。

○堀井部会長

ありがとうございました。

次に、議題4「その他」について事務局から何かございませんか。

○佐藤賃金室長

本日答申いただきましたので、この後、関係労使から異議申出の公示を行います。ほかの特定最賃と併せて特定最賃の改定について、後日事務局から記者発表させていただく予定としております。

専門部会での審議経過など最低賃金の改定に関する取材については、事務局が対応いたしますので、記者から委員のみなさんに取材があった場合には、局賃金室が窓口で対応する旨お伝えくださいますようお願いいいたします。事務局からは以上です。

○堀井部会長

ほかにみなさんから、何かございませんか。

本日は各委員のご協力により、答申することができました。第1回目で答申することができうれしく思います。各委員のご協力に感謝申し上げます。

そうすると、10月23日予定の第2回は開催しないということですね。

○佐藤賃金室長

はい。

○堀井部会長

改めましてご協力ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の専門部会を終了します。本日はお疲れ様でした。